

# 大阪府学校給食用一般物資納入業者選定要項

## 1. 目的

公益財団法人大阪府学校給食会（以下「給食会」という）が購入する大阪府学校給食用一般物資（以下「一般物資」という）の納入業者の選定に関し、必要な事項を定める。

## 2. 選定基準

- (1) 原則として、近畿地区内に事業所を有すること。
- (2) 原則として、給食会が取り扱う品目（給食会ホームページ参照）と同種類の商品を過去2カ年以上取り扱っていること。
- (3) 最近2カ年の法人税（個人の場合は、所得税）および法人事業税（個人の場合は、事業税または住民税）を滞納していないこと。
- (4) 製造工場においては、HACCPに沿った衛生管理ができていること。
- (5) 材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他品質保持上、必要な設備を完備していること。
- (6) 過去3カ年間、食品衛生法上の営業停止処分を受けていないこと。
- (7) 食品に関する法律ならびに諸規定が遵守されていること。
- (8) 給食会が必要とする量の仕入または製造、加工能力を有していること。
- (9) 指定の期日、時刻に指定の場所に納入できること。

## 3. 募集方法

給食会は、毎年適当と認める方法により募集する。

## 4. 申請手続き

(1) 納入業者の選定を受けようとするものは、給食会へ次に定める書類を1部提出するものとする。

- ① 大阪府学校給食用一般物資納入業者選定申請書（別紙様式1）
- ② 定款
- ③ 会社登記簿謄本
- ④ 営業経歴書又は会社概要書
- ⑤ 納税証明書（写）
- ⑥ 営業許可書（写）
- ⑦ 大阪府学校給食用一般物資見積書（別紙様式2）
- ⑧ 大阪府学校給食用物資内容明細書（別紙様式3）
- ⑨ 大阪府学校給食用物資製造工場届出書（別紙様式4）
- ⑩ 学校給食用物資補足情報（別紙様式5）

※ ただし、前年度より継続して申請を行う業者について、内容の変更が無い場合 に限り②③④の提出を省略することが出来る。

(2) 申請書の提出時期は、給食会が別に定める。

## 5. 審査及び調査

納入業者選定は給食会が行い、その審査は書類審査および実地調査とし、それぞれ次の要領によって行う。

### (1) 書類審査

選定基準に基づき、立地条件、経営規模、信用状況、供給能力等の適否について提出書類によって判定する。

### (2) 実地調査

書類審査の結果、実地調査の必要ありと認められた業者については、現地調査を行う。

実施調査は、実地調査表に基づき主として、衛生の状況、施設設備の状況、生産および供給能力の状況について実施する。

なお、申請者が製造業者でない場合は、当該申請者の購入先製造工場についても、実地調査を行う。

## 6. 選定

(1) 給食会において、書類審査および実地調査を総合的に判定し、納入業者を選定する。選定された納入業者には、大阪府学校給食用一般物資納入業者承認書（別紙様式6）を交付する。また、納入業者は、誓約書（別紙様式7・別紙様式8）を給食会に提出しなければならない。

(2) 当該年度において納入業者選定についての審査終了後、納入業者もしくは納入物資の追加を必要とするに至ったとき、給食会はこの要領に基づき審査を行い、これを認めることができる。

(3) 納入業者は、年度途中において申請内容に変更が生じた場合は、給食会まで申請内容変更届（別紙様式9）を提出しなければならない。

(4) 給食会は、納入業者が年度途中において選定基準に合致しなくなったとき、誓約書に違反したとき、およびその他不都合な行為があった場合は、選定を取り消すものとし、それによる損害金を請求できるものとする。

## 7. 選定有効期限

選定の日から翌年の3月31日までとする。

## 付 則

この要項は、平成25年4月1日から適用する。

この要項は、平成26年1月8日から適用する。

この要項は、令和3年12月20日から適用する。